

# 日本・オーストラリア経済連携協定(大筋合意の概要)①

## 日・オーストラリア経済連携協定(日豪EPA)の意義

### ◆ 日豪二国間関係の強化

豪州は、普遍的価値と戦略的利益を共有する戦略的パートナー。日豪EPAは、豪州との貿易・投資を含む経済関係の強化、更には二国間関係の緊密化に寄与。

### ◆ これまでで最大規模のEPAパートナー

豪州は、これまで日本が締結した二国間EPAのパートナーとして最大(第4位(注))の貿易相手国。

(注)日本の貿易相手国(2012年) 1位:中国, 2位:米国, 3位:韓国

## 主な成果

### ◆ アジア太平洋地域のルール作りを促進

貿易, 投資, 知的財産, 競争, 政府調達等, 幅広い分野を含む包括的協定。アジア太平洋地域のルール作りに資する高い水準の規律を確保。

### ◆ 日本企業・投資家の競争力確保

豪州は米国とFTAを締結済み, 韓国と妥結済みであり, 中国等との交渉も推進中。こうした中, 関税撤廃, 投資・サービス分野の自由化約束等を通じ, 豪州市場における日本企業の競争力確保に寄与。また, 政府調達章を設け, WTO政府調達協定に加盟していない豪州の政府調達市場へのアクセスを改善。

### ◆ 日本企業投資家の活動の円滑化

投資の自由化・保護・促進に係る待遇(内国民待遇, 最恵国待遇等), 包括的で高い水準の知的財産の保護, 商用訪問者等の入国・一時的滞在許可の約束や手続の簡素化等を通じ, 日本企業が円滑に活動できる環境を整備。

### ◆ エネルギー・鉱物資源, 食料の安定供給を強化

豪州は日本の主要なエネルギー・鉱物資源及び食料の調達先。日豪EPAでは, エネルギー・鉱物資源章に加え, 日本のEPAで初めて食料供給章を設け, 安定的な関係の重要性を確認。特定の品目について輸出を制限する措置を導入しないよう努めることを約束し, 輸出を制限する措置を導入する場合でもこれを限定し, また, 情報提供・協議ができる仕組みを整備。

## 交渉の経緯

2003年7月  
共同研究開始を決定(首脳会談)

2005年4月  
・共同研究終了  
・政府間研究(第二次共同研究)開始で一致(首脳会談)

2006年12月  
・第二次共同研究終了  
・交渉開始を決定(首脳電話会談)

2007年4月～2012年6月  
16回の交渉会合  
(その後, 閣僚折衝や実務協議を継続)

2014年4月  
大筋合意

# 日本・オーストラリア経済連携協定(大筋合意の概要)②

## 物品貿易

### 豪州市場へのアクセス改善

(日本からの輸入額の約99.8%が無税化) (2013年豪州貿易統計)

#### 鉱工業品

- ・ 大部分の品目につき即時関税撤廃
- ・ 自動車
  - ・ 我が国からの完成車輸出額の約75%が即時関税撤廃
  - ・ 特に主力の1500cc超3000cc以下のガソリン車は全て即時関税撤廃
  - ・ 残る完成車も3年目での関税撤廃
- ・ 自動車部品：即時を含む主に3年目以内での関税撤廃
- ・ 鉄鋼：即時又は5年目での関税撤廃
- ・ 一般機械、電気機械（いずれも自動車部品除く）：即時関税撤廃

#### 農林水産品

- ・ 全ての品目につき即時関税撤廃

### 日本市場へのアクセス改善

(豪州からの輸入額の約93.7%が無税化) (2013年財務省貿易統計)

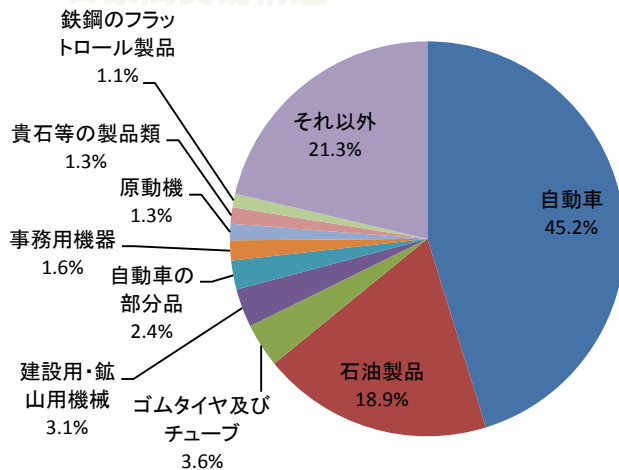
#### 鉱工業品

- ・ ほぼ全ての品目を即時から10年間で関税撤廃

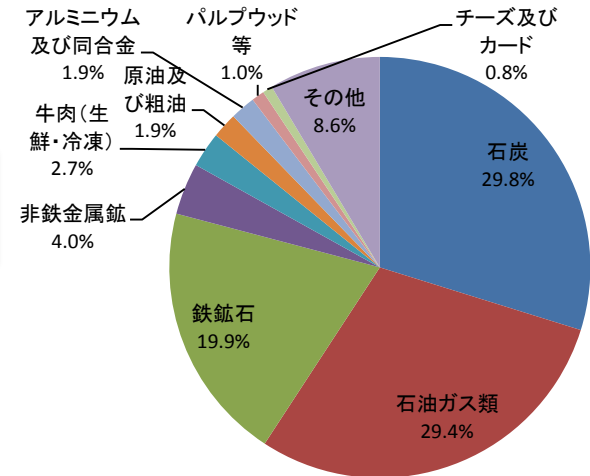
**農林水産品** (コメ, 食糧用麦, 砂糖, 脱脂粉乳・バター等は関税撤廃等の対象から除外又は将来の見直し)

- ・ 牛肉：冷凍…段階的に18年目に19.5%まで削減  
冷蔵…段階的に15年目に23.5%まで削減  
※輸入量が一定量を超えた場合に関税率を引き上げるセーフガードを導入
- ・ チーズ：関税割当等
- ・ 麦：飼料用については民間貿易に移行し無税化

### 日豪間貿易構造



往復貿易額の約95%を協定発効後10年間で関税撤廃



日本→豪州(2013年)  
対豪輸出総額 約1.7兆円

出典:財務省貿易統計(2013年)  
豪州貿易統計(2013年)

豪州→日本(2013年)  
対豪輸入総額 約5.0兆円

# 日本・オーストラリア経済連携協定(大筋合意の概要)③

## 税関手続

税関手続の透明性、関税法令の適正な執行及び物品の速やかな通関のための枠組みを定めるとともに、協力・情報交換を促進。

## 電子商取引

電子送信に係る関税不賦課、デジタル・プロダクトの無差別待遇、消費者及び個人情報の保護等について規定。情報交換、中小企業及び非政府機関の電子商取引の利用促進等に係る協力についても定める。

## 衛生植物検疫

情報交換による協力の促進、科学的協議等を行う小委員会を設置。小委員会の調整及び相手国の照会に応ずる調整当局を指定。

## 投資

投資財産設立段階及び設立後の内国民待遇及び最恵国待遇、特定措置の履行要求の禁止、正当な補償等を伴わない収用の禁止、投資家対国家の紛争解決手続について再協議を行うことを定める他、ネガティブリスト方式(留保を付した分野以外は自由化を約束)を採用。また、外資の投資審査基準額を緩和。

## 強制規格・任意規格・適合性評価手続

国際規格等の扱い、相手国の強制規格及び適合性評価手続の扱い、強制規格等の作成における透明性について定める。情報交換や協議を行う小委員会を設置。

## 競争

競争を促進するために、各国が適当と認める措置をとるとともに、反競争的行為に対する取組に関して協力する。また、消費者保護を促進するために情報交換等を行う。

## 食料供給、エネルギー・鉱物資源

食料及びエネルギー・鉱物資源分野の重要性にかんがみ、安定的な供給、特定の品目について輸出を制限する措置を導入しないよう努めることを約束し、輸出の制限を導入する場合でも制限の限定・情報提供・協議等について規定。食料供給章が日本のEPAに規定されるのは本協定が初。

## 知的財産

十分に効果的かつ無差別な保護を確保し、知的財産の保護に関する制度の運用における効率性及び透明性を促進し、侵害に対する知的財産権の十分かつ効果的な行使のための措置をとることを定める。

## サービス

内国民待遇、最恵国待遇、数量・外資規制、現地における拠点等に関する規律を定める。ネガティブリスト方式(留保を付した分野以外は自由化を約束)を採用。電気通信サービス、金融サービスについても追加的な約束を規定。

## 政府調達

政府調達市場への参加を促進するため、内国民待遇及び無差別待遇、入札等の調達手続、調達の効果を減殺する措置の禁止、透明性の確保等について定める。

## 自然人の移動

商用訪問者、企業内転勤者、投資家等の自然人、また、その配偶者と子に対する入国及び一時的な滞在の許可に関する約束を規定。手続の簡素化、迅速化及び透明性の向上についても定める。

## 経済関係の緊密化

経済関係の一層の緊密化を目的として、貿易及び投資の促進につき協議するために、政府関係者に加え、産業界関係者も招請可能な小委員会を設置。